平成２４年（フ）第８４７号
大阪市生野区巽南３丁目11番16―504号
債務者　栗川惠子こと　和田　恵子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８５３号
大阪市平野区瓜破１丁目９番14号　吉祥苑26号
債務者　長谷川未来
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１号
北海道苫小牧市しらかば町６丁目３番９号　コーポウエスト102
債務者　倉橋　　究
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第８１号
千葉県野田市山崎1440番地の72　ベルウッド参番館101
債務者　鈴木　　賢
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６９号
仙台市太白区八木山南３丁目12―２　エクセルシャトー南八木山208号、住民票上の住所宮城県名取市閖上７丁目３番35号
債務者　相木　　猛
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７０号
仙台市若林区沖野２丁目８―１　コーポたんのⅡ403、住民票上の住所宮城県名取市閖上７丁目３番35号
債務者　相木　裕子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７１号
仙台市若林区沖野２丁目８―１　コーポたんのⅡ403、住民票上の住所宮城県名取市閖上７丁目３番35号
債務者　武山弥枝子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１２号
山梨県韮崎市神山町鍋山2378番地１
債務者　大村登志男
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
山梨県笛吹市八代町北3668番地15
債務者　坂入　幸子（旧姓平塚）
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２７号
長野県塩尻市大字桟敷462番地１
債務者　中島　惠子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３号
長野県松本市大字岡田町314番地12
債務者　矢口　洋子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６５５号
岐阜市大洞西８番11―101号
債務者　尾藤　敏行
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第９４号
名古屋市北区山田２丁目11番62号　大曽根併存住宅２棟５―８号
債務者　竹内サービスこと　竹内　章文
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９５号
名古屋市北区山田２丁目11番62号　大曽根併存住宅２棟５―８号
債務者　竹内美惠子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６０号
愛知県長久手市岩作三ケ峯２番地648
債務者　間　　有里
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８４号
愛知県長久手市戸田谷508番地　メゾンエスポアール206号
債務者　大野なるみ
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１６０号
兵庫県三木市自由が丘本町１丁目295番地
債務者　山口美津穂
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部